

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	執筆者紹介
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1950
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.23, No.5 (1950. 5) ,p.41- 41
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19500525-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の退席を求め、最高裁判所としてとるべき措置を協議した結果、開
 係裁判官の自発的善処を求めることに決定して、その旨三淵長官か
 ら一般に公表した。塚崎・沢田の両裁判官は懲戒手続で処理すべし
 との意見であったと発表せられてゐる。同二九日、当の四裁判官が
 勧告によって辞職することはできないとの声明書を出してから問題
 は暗礁に乗上げ、今日まで引かかった儘になつてゐる。なほ最高裁
 判所では去る一月二三日に重ねて一〇月一七日の決議を確認する決
 議をした(朝日新聞東京)一〇月三日、一九日、三〇。——一般の評論はこの
 事件に関し概して酸醜であつた。しかし、この程度の過失が辞職に
 値するかどうかは頗る疑問である。結果において被告人の利益を害
 してはゐないし、一度や二度の小さな過失で裁判官としての適格を
 判定することは出来ない。出る釘をたたくことにはかり熱心で、も
 のを育てることを知らない國民性を、ここでも反省して置かなけれ
 ばならぬ。何よりも不当なのは、辞職勧告という手段をとつたこと
 で、裁判官の身分保障を最高裁判所が率先してみづから動搖せしめ
 ようとする最も忌むべき方法である。裁判所としては政治的な懸か
 な処置をとつたつもりなのであらうが、実は不明朗以外の何物をも
 生みはしない。四裁判官の拒否によって、強制的自発が、どこかの
 世界のやうに先例とならずに済んだことは、洵に幸せなことであつ
 た。最高裁判所は正式に懲戒の手続をとり、もし必要ならば國民に
 対し陳謝の声明を發し、事後に一点の濁りをも残さずして、今後の
 職責遂行に努める、といふ態度をとるべきであつた。

(三)学会 一月二四日中央大学において民事訴訟法学会の
 創立総会が行はれ、同日これに先立って催された公開講演会では、

加藤正治会長の挨拶に始まつて田中和夫・中村宗雄兩教授がこの順
 で講演せられた。また、これより前、一月五・六兩日神戸大学で
 開かれた日本私法学会第四回大会では、民訴法部会は三ヶ月助教
 の報告を中心として破産法の改正が論議せられた。
 (一九五〇・三・八) 伊東 乾

執筆者紹介

- 内山正熊 法學部助教授・國際政治
- 田中實 / 民 法
- 高鳥正夫 法學部助手・商 法
- 伊東乾 法學部助教授・訴訟法

(執筆順)